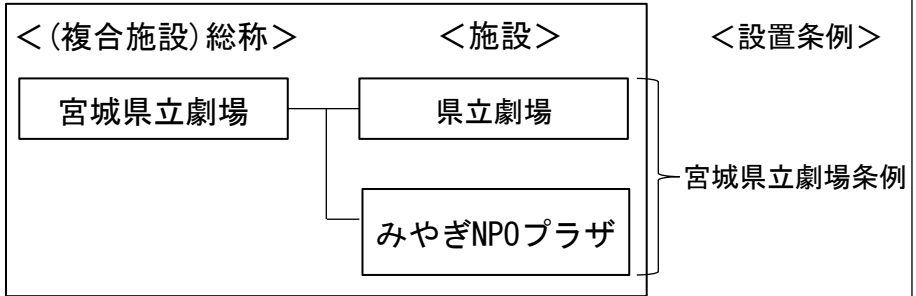


議第 17号 議案 宮城県立劇場条例

1 趣旨

- 宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ複合施設については、令和10年度中の竣工、開館を目指し、今後、運営主体の選定や開館準備・プレ事業の実施等を行うこととしており、当該施設については、利用予約等の開館準備のために、事前に運営者の選定が必要であることから、予め設置条例を制定するもの。
- 施設は2つの公の施設で構成され、それぞれの名称を「県立劇場」、「みやぎNPOプラザ」とし、これらを合わせた施設全体の総称を「宮城県立劇場」とする。
- 「県立劇場」及び「みやぎNPOプラザ」は、指定管理者制度の導入により、各々の分野に精通した組織により運営を行うこととし、各施設の機能はもとより、運営組織の連携、協働により、複合施設としての相乗効果を発揮していく。

○施設構成



2 開館までのスケジュール(予定)

令和7年11月	条例案(中間案)及びパブリックコメント募集について報告
○ 県立劇場	
令和7年11月	パブリックコメント実施(11/26~12/25)
令和8年 2月 条例案の提出	
令和8年度	指定管理者の選定、開館準備・プレ事業の実施(R8~10)
令和9年度	指定管理期間(R9~)、施設利用申込開始予定、ネーミングライツ募集(施設全体)
令和10年度	開館
○ みやぎNPOプラザ	
令和7年11月	パブリックコメント実施(11/26~12/25)
令和8年 2月 条例案の提出	
令和8年度	開館準備・プレ事業の実施(R8~10)
令和9年度	指定管理者の選定
令和10年度	指定管理期間(R10~)、施設利用申込開始予定、開館

3 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間
令和7年11月26日から令和7年12月25日まで
- (2) 提出された意見
8人から計26件
- (3) 意見の主な内容
名称や管理運営の形態、料金、施設の運用に関すること等

4 条例の内容

(1) 構成

複合施設の条例として、「県立劇場」と「みやぎNPOプラザ」をまとめて規定する。

章題	主な内容
第1章 総則	複合施設の設置に関すること
第2章 県立劇場	県立劇場の設置に関すること
第3章 みやぎNPOプラザ	みやぎNPOプラザの設置に関すること
第4章 指定管理者選定委員会	指定管理者選定選定委員会に関すること
第5章 雑則	各施設に係る共通の管理運営ルールに関すること

(2) 主な内容

(a) 総則【第1章】(第1条～第5条)

設置目的や構成する施設等、複合施設の管理運営に関する所要の規定を新たに制定するもの。

○複合施設に係る主要項目

- ▶ 設置(第2条)
- ▶ 構成及び運営(第4条)
- ▶ 指定管理者による管理(第5条)

(b) 県立劇場【第2章】(第6条～第20条)

開館時間・休館日、使用料ほか、県立劇場の管理運営に関する所要の規定を新たに制定するもの。

○管理運営に係る主要項目

- ▶ 設置(第6条)、業務(第7条)
- ▶ 使用時間(第8条)、休館日(第9条)
- ▶ 使用料(第14条)、利用料金(第18条)

(c) みやぎNPOプラザ【第3章】(第21条～第35条)

開館時間・休館日、使用料ほか、みやぎNPOプラザの管理運営に関する所要の規定を新たに制定するもの。

○管理運営に係る主要項目

- ▶ 設置(第21条)、業務(第22条)
- ▶ 使用時間(第23条)、休館日(第24条)
- ▶ 使用料(第29条)、利用料金(第33条)

(d) 指定管理者選定委員会【第4章】(第36条～第41条)

指定管理者選定委員会について規定するもの。

(e) 雑則【第5章】(第42条～第44条)

各施設に係る共通の管理運営ルールについて規定するもの。

(3) 施行日

施行日は規則で定める。ただし、準備行為に必要な規定(第4章並びに附則)は令和8年4月1日から施行。